

平成18年度 給与に関わる法改正

平成18年も高年齢者雇用安定法、安全衛生法など人事担当者が押さえるべき法改正が多岐にわたるため注意が必要です。今回はその中でも給与業務に直接関わる社会保険と所得税、住民税に関する改正項目についてまとめました。

項目	従前	改定後	改定期期
●社会保険料率			
労災保険料	その他の各種 事業 5.0/1000	通信業/放送業 4.5/1000 新聞業/出版業	4月
		卸売業/小売業 5.0/1000 飲食店/宿泊業	
		金融業/保険業 4.5/1000 不動産業	
		その他の各種 4.5/1000 事業	
介護保険料 (政府管掌)	事業主 6.25/1000	事業主 6.15/1000	3月 (4月給与から)
	従業員 6.25/1000	従業員 6.15/1000	
	合計 12.5/1000	合計 12.3/1000	
厚生年金保険料	事業主 71.44/1000	事業主 73.21/1000	9月 (10月給与から)
	従業員 71.44/1000	従業員 73.21/1000	
	合計 142.88/1000	合計 146.42/1000	
●社会保険			
算定基礎届・月額変更届における支払基礎日数の変更	20日 (報酬を計算する基礎となる日数が20日未満の月がある場合はその月を除いて計算する。)	17日	7月
●所得税			
定率減税の縮小	20% 上限 250,000円	10% 上限 125,000円	1月
●住民税			
定率減税の縮小	15% 上限 40,000円	7.5% 上限 20,000円	6月
給与支払報告書の提出範囲拡大	1月1日現在勤務している従業員について前年の給与、源泉所得税額等を記載した給与支払報告書を1月31日までに各市区町村へ提出。前年中に退職した者については提出義務なし。	年の途中に退職した者であってもその年の給与支払額が30万円以上の場合は、提出義務あり。	H18年度 (平成19年 1月31日提出分 から)